

第 11 回定例教育委員会 会議結果

開催月日 令和元年11月20（水）

開催時間 午後 4 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

開催場所 教育委員会室

出席委員 教育長 市川 満
教育長職務代理者 三塚 憲二
委員 加藤 正芳、佐藤 喜美子、岡部 和子

出席職員 教育次長 齊木 邦彦
教育監 青柳 達也
学力向上対策監 初鹿野 仁
次長（総務課長） 小田切三男
福利給与課長 小尾 一仁
学校施設課長 後藤 宏
義務教育課長 中込 司
高校教育課長 廣瀬 浩次
高校改革・特別支援教育課長 本田 晴彦
社会教育課長 保坂 哲也
スポーツ健康課長 丸山 正雄
学術文化財課長 村松 久
総務課総括課長補佐 小泉 治明
政策企画監（総務課課長補佐） 清水 康邦
総務課課長補佐 小林 宏行
総務課課長補佐 入倉 俊幸
総務課副主査 渡邊 勲

福利給与課
課長補佐 浅川 弘文
主査 清原 昭典
義務教育課
課長補佐 鷹野 忠彦
主任 大谷 将也
高校教育課
主幹・指導主事 石井 康敬

傍聴人 1 名

報道 6 名

会議要旨

〔 教育長開会宣言 〕

武者委員から都合により会議を欠席する旨の届け出があった。
議案第41号および42号「県議会に提出する予定案件」については、今後知事または議会など、関係機関との協議等を必要とする事項である旨が教育長から発言され、出席委員全員が了承のうえ非公開とした。

- 議案
第41号 県議会に提出する予定案件について
〔説明〕 総務課
(非公開)

【原案どおり決定】

- 第42号 県議会に提出する予定案件について
〔説明〕 福利給与課
(非公開)

【原案どおり決定】

第 43 号 山梨県教職員免許に関する規則の一部を改正する規則

[説明] 義務教育課

- 市川教育長 年齢制限の関係について、全国的な状況はどのような状況なのか。
- 中込課長 全国的には59歳が28都道府県で、半分以上は年齢上限を撤廃している。50歳が1県、49歳が11県。当県も49歳に入っていたわけだが、それより下の年齢まで制限を掛けているところもあり6県。全国的にも年齢制限を引き上げている流れである。
- 岡部委員 茨城も59歳。そこには条件があつて、先生をしていたとか、私立に勤めていたとかという条件もあるのだが、そういった条件はどうかということを知りたい。あと新採の人は必ず1年目は新任研修を受けるが、茨城では受講済みの場合、研修は不要ということがある。山梨県の場合、1年目は毎週金曜日が新任研修。そういうことも踏まえながら、また10年目研修もということも考えながら、研修の取り扱いについても教えてもらいたい。
- 中込課長 1点目の条件について、こちらは特に条件を付けていない。59歳までということで、どういう方でも受けられる。2点目の研修については、当然、他県で初任者研修をやっているならば本県に来ては免除。今も初任者研修は原則金曜日にやっているが、文科省では研修の弾力化ということで、研修の内容が教科と教科外と言うものをあわせて、基本は300時間ずつ研修を行うということになっているが、本県は240時間程度ということで軽減を図っている。毎週金曜日研修はあるが、自校での研修というものがほとんどで、外へ出るものはそのうちの21日。それも一日中出るわけではなく、午後から小学校の教諭が特別支援学校の授業があるのでそこを見に行くとか、そういったものを含めて21日校外に出て研修をしているという状況である。
- 岡部委員 他県でやってきた人はそうだけれども、普通の一般企業でやった人も結局はその条件としてもない。そういった人も新任研修は受ける。そしてその1年間一所懸命勉強したけども60歳で、まあ65歳になるかもしれないが、その研修がどう生かされるのか。やっぱりいい人を選びたい、もっと拡大していきたい、そしていろんな先生を選びたいということは分かるけれども、研修の意味も考えて、どうして59歳に拡大したのかと言うところをもう少し説明して欲しい。
- 中込課長 具体的には企業の方ということで良いか。
- 岡部委員 企業とか、教員でなかったという人、塾講師とか。
- 中込課長 法定研修なので受講は必須。
- 岡部委員 1年目に受けることとなっている。
- 中込課長 同様の研修を受けたということが担保になるので、企業の方となると、法定研修に関しては全く初めての方と同じように、現時点でも受講してもらおうということと、59歳という採用年齢が伸びた理由が、再任用で65歳までは勤務ができるので、研修後の勤務期間が確保できていることも考慮して59歳まで引き上げることとしている。
- 岡部委員 10年目研修はないというか。
- 中込課長 当然ない。
- 岡部委員 茨城県のように、採用時に条件があるのであれば分かるのだが、何もなくみんなが受けられるというところに私は引っかかりがある。せっかく1年間勉強したにも関わらずいいのかどうかというところ。

- 三塚委員 少子高齢化になってきているから、労働人口を増やしていこうというのが国の指針に出ている。だから65歳以上の健康な人たちを労働人口として、活かしていこうと言うことで、59歳まで引き上げたと思っている。そうした場合に、2040年以降の将来的に国の指針が示す65歳以上の人も、労働人口として少子高齢化に備える。そうすると将来的には今の定年を引き上げるということも視野に入れるのかどうなのか。その辺はまだ考えていないのかどうなのか。
- 中込課長 現在は60歳定年退職となっている。65歳までは再任用という形で勤務してもらっている。
- 三塚委員 再任用で5年間ある。それをもっと引き上げるのかという話。国はもっとそれより引き上げたい、2040年過ぎまで目論んだ上でのことを考えているのか、どうなのかという単純な疑問。
- 小田切課長 定年は現在60歳で、再任用で65歳まで働ける。定年の60歳については、これは国家公務員も地方公務員もこれから引き上げていこうという話はある。ただ、いつからやるかと決まっていない状態で、この採用年齢の引き上げはそこまで踏まえたところは考えてはいない。ただ、非常に優秀な教員が必要だと。倍率も下がってきているということもあるので、優秀な教員を確保するために門戸を開きたいと。
- 三塚委員 いずれ将来的にはそれまでも視野に入る、これをやっておけば。
- 小田切課長 やがては、三塚委員の指摘のとおり労働人口の幅を広げていかなければいけないという動きはある。
- 三塚委員 今のうちからこれに手を着けていけば、そのことに対応がしやすくなっていくというふうに考えて良いのか。
- 小田切課長 良いと思う。
- 加藤委員 59歳までという対象年齢の拡大というのは、いつ頃からと考えているのか。
- 小田切課長 来年度の試験からと考えている。
- 佐藤委員 学校現場には長く期間採用という雇用で頑張ってくれている先生がかなりいて、そういう人たちのためにも、非常に良いと思う。それから選考方法の改善についても教員になりたくて頑張っている学生たち中にも新曲視唱は結構厳しいという声もあるし、取り組み期間が長くなるということで、事前に周知するというのは非常に受験者にとってありがたい改善だと思う。自分を磨いて一生懸命勉強することができるように、変に難しいのではなく、こういうふうに温かくやっていただけると、敬遠していた人たちも教員に目をまた向けてくるんじゃないかなというふうにも思ったので、ぜひこういう改善を続けていただきたい。ただ一つ言うとすれば、期間採用教職員はエントリーの時点ですごく悩む。期採になると学級担任など本採用の先生とほぼ同じように働かなければならず、期採ではなく、例えば市町村雇用の講師とか、サポーター職であるとか、とりあえずあと1年は勉強しながら、現場を見ながら自分を鍛えようという考え方をしている学生もいて、エントリー前に期間採用通算2年、一次検査一部免除というメリットが伝われば、なお嬉しかった。若い人にとって1年というのは非常に尊いので、時期的なことは思った。しかし、改善の内容はととてもありがたい。
- 加藤委員 59歳で試験を受けたいという人は、今までのキャリアというものが積み重なるのか、ゼロから出発するかということによって結構違ってくる。少子化による人材不足、教員希望者率の低下といった問題で、教員を確保しなければならないが、採用される側に安心を与える制度を事前に用意する必要があるのでは。例えば、民間であれば60歳で定年し再雇用で65歳までが雇用。大手だと、役職定年で外に出るとか。そういった仕組みがあるが、教員は公務員だから、安心して勉強、勤められるという安心感を与えてやらないといけないんじゃないか1年、2年だけ勤めれば良いという話じゃないと。教員になりたくて仕方がない人は別だと思うが。

- 市川教育長 先ほどの佐藤委員の指摘のとおり、例えば期採を長く勤めていた人、あるいは本県出身で県外で教員をしていたけど戻ってきたい人とか、様々なパターンの考え方があるので、できる限りその可能性を広げて優秀な教員を確保したいというのがこの趣旨だということ。また、それがひいては三塚委員が指摘の今後の人材の確保といった面でも生きてくる可能性がある。
- 三塚委員 改正の内容はとてもいいことだと思っていて、60歳で教職員を定年退職しても、そのあと5年間は再任用として働ける。だから59歳で採用しても、少なくとも6年間は働けるわけで、今回の改正で6年間伸ばしたことはものすごく大きなことだと思っている。国もそういう方向でやっており、とてもいいことなので、もっと早くやれば更によかったと思う。
- 中込課長 50代の期間採用の職員が小中合わせて80名いる。この方々が全部応募してくるとは限らないが、多くの経験者を雇用できるのではないかと考えている。
- 岡部委員 期間採用の先生の中にも良い先生がいる。今年もまた落ちたという方もいらっしゃる。49歳でもう終わりだとすごく衝撃を受けている人もいるが、そのことについては私も納得するが、そういうような方たち以外、条件をつけなければと思う。まずこれからは音楽の専科とか、英語の専科とか、体育の専科とかとあると思うので、やはりこのことについても試験を受けるための負担をなくすということは、やはり良かったと思う。また、期間採用直近で5年間のうちの2年間の人は一次試験免除ということについても同じことが言えるが、4月から6月といった忙しい時に7月の試験を受ける準備が必要と言うことで、期間採用は悩む。そこを考えて、非常にいいところに着眼したと思う。
- 市川教育長 お図りしたのは、現在考えている改正内容であるということなので、今後も引き続き考えていくということ。我々の目的はやっぱり子どもたちのために、いかに優秀な教員を確保していくかということなので、その目的をしっかりと押さえた上で今できる限りの方策を今後も立てていきたい。

【原案どおり決定】

2 報告事項

- (8) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について

〔説明〕 高校教育課

【了知】

3 その他報告

- (20) 新たな「優秀な教員の確保」対策について

〔説明〕 義務教育課

【了知】

〔 教育長閉会宣言 〕

以 上